

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	国際理容美容専門学校
設置者名	学校法人 国際共立学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
理容美容専門課程	理容科	夜・通信	1,410 時間	80×2 = 160 時間	
	美容科	夜・通信	1,500 時間	80×2 = 160 時間	
	ビジネス美容科	夜・通信	1,401 時間	80×2 = 160 時間	
	ビューティアーティスト科	夜・通信	1,071 時間	80×2 = 160 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPにて授業科目一覧を公開。授業科目一覧中、実務経験のある教員による授業科目に○をつけて表記 (掲載： https://www.riyoubiyou.kokusai-kyouritsu.ac.jp/information/)
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	国際理容美容専門学校
設置者名	学校法人 国際共立学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

HPにて理事名簿を公開

(掲載：<https://www.riyoubiyou.kokusai-kyouritsu.ac.jp/information/>)

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	大学教授	令和3年6月1日～ 令和6年5月31日	教育理念・方針、教職員研修 等に対する専門的知見
非常勤	理容店経営	令和3年6月1日～ 令和6年5月31日	理美容業界の現状に関する 専門的知見
非常勤	元東京都職員	令和3年6月1日～ 令和6年5月31日	組織運営体制へのチェック 機能
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	国際理容美容専門学校
設置者名	学校法人 国際共立学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

(理容科、美容科、ビジネス美容科、ビューティアーティスト科〔いずれも2年制〕)

【作成について】

各学科長及び学内指名者により編成される教員教育課程委員会において毎年度、授業科目の設定、講義内容及び関連法規等の検証・検討に基づき、各授業内容を担当する教員により作成している。

教員内規(シラバス作成要領)において、授業科目名、時間数、担当教員名、到達目標及び教育目標(科目の狙い)、授業内容、成績評価方法、テキストに関する事項は、全科目共通で記載することが必須となっており、学内統一様式でシラバス作成を行っている。

【時期について】

翌年度の授業計画は10～12月に担当教員が作成し、3月の理事会において、次年度事業計画の一部として承認されることで決定する。

これを受けて、翌年度のシラバスを3月中にHP上に公開する。

授業計画書の公表方法

掲載:<https://www.riyoubiyou.kokusai-kyouritsu.ac.jp/information/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

学則並びに学則施行細則において成績評価、履修、卒業要件について規定している。

各学科で定める授業科目の試験(レポート、課題提出含む)により成績評価を行う。

【参考】

学則第10条(成績評価)

授業科目の成績評価は、学年末において、前・後期末に行う試験、実習の成果並びに履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が所定時数に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 前項の所定時数とは、講義・演習科目においては授業時数の3分の2、実習科目においては5分の4以上とする。

3 学習成績の評価は以下のとおりとする。

目標達成の程度	評定		点数による評価	単位認定
きわめて高い程度に達成	A	秀	100～90点	認定
特に高い程度に達成	B	優	89～80点	〃
高い程度に達成	C	良	79～70点	〃
おおむね達成	D	可	69～60点	〃
達成不十分	E	不可	59点以下	非認定

学則施行細則第10条(成績の評価・評定)

成績の評価・評定は、定期試験等及び臨時試験の成績と課題・レポート等の評価並びに平素の学習活動全般を対象に総合的に行うものとする。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各科目の学業成績は、定期試験の評価点及び一学期に履修した授業科目総単位数の平均数値である GPA (Grade Point Average) により測定している。

このことにより学校独自奨学金支給対象、学業優秀者の表彰候補者の選定などを行っている。上記成績評価方法については、学則及び学則施行細則を HP 上に公開するほか、全学生に配布する学生便覧にも明記している。

また、これらのことについて入学後のオリエンテーションにおいて各学科の授業科目の概要とともに概要説明をしている。

GPA は下記計算式により算定する。

$$GPA = \frac{\text{(履修科目単位数} \times \text{ポイント) の合計}}{\text{履修した授業科目の総単位数}}$$

点数	100 ~90 点	89~80 点	79~70 点	69~60 点	59 点以下
成績評価	A	B	C	D	E
ポイント	4.0	3.0	2.0	1.0	0

GPA 算定に際し、次の各号に該当する授業科目は対象外とする。

- (1) 入学前に他の専門学校や大学、短期大学において履修した授業科目
- (2) 本校在学中に他の大学、短期大学において履修した授業科目
- (3) 本校への編入学等に伴い、本校での学修と同等以上の学力があると認定した授業科目。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教科課程における集中授業。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

掲載:<https://www.riyoubiyou.kokusai-kyouritsu.ac.jp/information/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

履修認定に関する方針として、学校の設置目的(理容・美容に関する知識技能の修得、社会人としての教養及び近代的感覚の会得)に基づき、各学科のディプロマポリシー(DP)を定めている。

また、具体的な卒業要件として下記のとおり学則及び学則施行細則に明記している。

これらの規定については HP 上での公開並びに学生手帳への記載等により学生にも周知している。

【参考】

学則第 22 条 (卒業・修了の認定)

第 10 条に定める授業科目の成績評価に基づき、課程修了の認定を行う。

学則施行細則第 12 条(進級・卒業の判定)

進級判定は、学則第 8 条第 1 項に定める教育課程において各学年で履修すべき全科目の試験に合格し、かつ学生納付金を全て納めている学生・生徒を対象に判定会議において学校長が決定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

掲載:<https://www.riyoubiyou.kokusai-kyouritsu.ac.jp/information/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	国際理容美容専門学校
設置者名	学校法人 国際共立学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	毎年6月上旬に最新情報をHPに公開している https://www.riyoubiyou.kokusai-kyouritsu.ac.jp/information/
収支計算書又は損益計算書	同上
財産目録	同上
事業報告書	同上
監事による監査報告（書）	同上

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	国際理容美容専門学校
設置者名	学校法人 国際共立学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		34人	31人	34人
内 訳	第Ⅰ区分	23人	19人	
	第Ⅱ区分	-人	-人	
	第Ⅲ区分	-人	-人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				34人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	一人
3月以上の停学	0人
年間計	一人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	1人
訓告	0人
年間計	1人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。